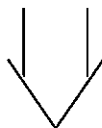


漁業経営改善制度

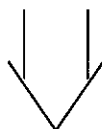
1 漁業経営改善指針（農林水産大臣）

- ① 漁業経営の改善に関する事項
漁業経営の改善に意欲のある漁業者を支援すること
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
漁船その他の施設の整備・生産方式の合理化・経営管理の合理化等
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
付加生産額又は従業員1人当たりの付加生産額：5年で15%以上向上（認定基準）
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項
専門家の活用・改善計画の実施状況の報告等



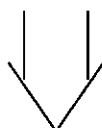
2 漁業経営改善計画の作成 （漁業者・漁業協同組合等が単独又は共同で作成）

- ① 漁業経営の改善の目標
- ② 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
- ③ 漁業経営の改善の内容及び実施時期
- ④ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法



3 漁業経営改善計画の認定 （農林水産大臣・都道府県知事）

- ① 2の①～③が漁業経営改善指針に照らして適切なものであること
- ② 2の③・④が漁業経営の改善を着実に遂行するため適切なものであること



4 漁業経営改善計画認定漁業者への支援

- ① ㈱日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通
- ② 代船取得に伴う㈱日本政策金融公庫の既往債務の支払いに必要な資金の融通（中小漁業経営支援事業の支援を受けた認定漁業者に限定）
- ③ 保証保険の優遇措置（農林漁業信用基金によるてん補率の引上げ）
- ④ 漁協系統等民間金融機関からの短期運転資金の融通
- ⑤ 担い手代船取得支援リース事業の利用
- ⑥ 中小漁業関連資金融通円滑化事業の利用